

資料3

新しい福島県環境基本計画の体系(案)

□□基本姿勢

□環境保全最優先

環境の保全や再生が経済活動や日常活動などを含めたあらゆる活動に優先されるべき課題であるとの基本的な考え方を持って施策の推進を図ります。

□環境影響の未然防止

環境への影響を未然に防止することを基本的な考え方として、環境の保全に向けた施策の展開を図ります。

□環境と経済・社会の好循環

環境保全のための取組みが新技術や省エネビジネスに結び付くといった環境と経済の好循環の考え方を持つとともに、地域の人々が協力して環境を守っていくことが地域社会の活性化に結び付くといった環境と社会の好循環の考え方を持つて施策の展開を図ります。

◎◎個別の施策

大項目

中項目

◎ 低炭素社会への転換

温室効果ガス排出抑制の取組みの推進
再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用
二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進
環境・エネルギー関連産業の活性化

◎ 循環型社会の形成

廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進
廃棄物の適正な処理の推進
環境と調和した事業活動の展開
環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

◎ 自然と共生する社会の形成

多様な自然環境の保全
生物多様性の保全と持続可能な利用
自然との豊かなふれあいの推進
良好な景観の保全と創造
尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境の保全
猪苗代湖等の水環境の保全

◎ 安全で安心な環境の確保

大気、水、土壤等の保全対策の推進
化学物質対策の推進
公害紛争等の対応
原子力発電所及び周辺地域の安全確保

△△共通の施策

△ 環境教育・学習の推進

多様な場における環境教育・学習の充実
学校、地域等における指導者の育成
環境教育、学習基盤の充実

△ 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

各主体の自発的な活動の促進と連携
県域を越えた取組みの推進

△ 基盤となる環境施策の推進

環境配慮の推進・普及
環境と調和のとれた土地利用の推進
環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
調査研究、監視体制の整備
情報の収集と提供